

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：警備業の認定の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第4条（認定）、第7条（認定証の有効期間の更新）
処 分 基 準： 警備業法第8条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、認定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141 内 3173
備 考：